



平成19年2月28日

各 位

東京都渋谷区神山町4番14号

株式会社 白洋舎

代表取締役 五十嵐 素 一
社 長

(コード番号：9731 東証第1部)

問合せ先 取締役経営企画室長 佐藤友則

TEL 03-3460-1111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年3月29日開催予定の第114期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」といいます。)、
「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 整備法に定める経過措置の規定により、定款に定めがあるものとみなされた事項について記載を行うものであります。
 - (1) 株式に係る株券を発行する旨(変更案第7条)
 - (2) 取締役会を置く旨(同第20条)
 - (3) 監査役および監査役会を置く旨(同第29条)
 - (4) 会計監査人を置く旨(同第38条)
- ② 公告方法として、インターネットを利用した電子公告を採用し、あわせて、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります(変更案第4条)。

- ③ 単元未満株式について、行使できる権利の範囲を明確にするために新設するものであります（変更案第9条）。
- ④ 株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため変更するものであります（変更案第16条）。
- ⑤ 取締役会をより機動的・効率的に運営するため、必要が生じた場合に取締役会の書面決議を可能とする項目を新設するものであります（変更案第23条）。
- ⑥ 社外取締役および社外監査役にふさわしい人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結できるよう新設するものであります（変更案第28条および同第37条）。なお、社外取締役との間で当該契約の締結を可能とする規定の新設を本総会に提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ⑦ 会計監査人が会社の機関とされたことから、会計監査人の選任方法・任期および報酬等を定めるために条文を新設するものであります（変更案第39条、同第40条、同第41条）。
- ⑧ その他、会社法および関連法令に合わせた用語の変更、条文の移設や削除、条数の繰り下げ等を行い、あわせて字句の修正や標題・項番号の追記等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年3月29日（木）

定款変更の効力発生日 平成19年3月29日（木）

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 当社は株式会社白洋舎と称する。</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>ドライクリーニングおよびランドリー</u>2. <u>リネンサプライおよびリネン品の製造 販売</u>3. <u>衣料 衣料関連品 家具寝具 家庭用品 スポーツ用品および靴等の修理 染色 加工 更生 保管</u>4. <u>衣料 衣料関連品 家具寝具 家庭用品 スポーツ用品等の製造 販売 レンタル</u>5. <u>ユニフォームの製造 販売 レンタル</u>6. <u>医療 保健用の繊維製品および用品の製造 販売 レンタル</u>7. <u>ケミダスター・モップ・マット等の製造 販売 レンタル</u>8. <u>建物の内外および附属物の清掃 整備 保全</u>9. <u>建物の増改築工事・内外装仕上工事およびコンサルタント業</u>10. <u>クリーニング用機械器具資材の製造 販売 レンタル</u>11. <u>防犯 防火 防災 救急および安全に関する設備機器等の販売 レンタルおよびその取次</u>12. <u>写真現像等サービス業務の取次</u>13. <u>不動産の利用運営</u>14. <u>倉庫業および貨物運送業</u>15. <u>食品および飲料水の販売</u>16. <u>酒類の販売</u>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p><u>(商号)</u></p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社白洋舎</u>と称する。</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第2条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) <u>ドライクリーニングおよびランドリー</u>(2) <u>リネンサプライおよびリネン品の製造 販売</u>(3) <u>衣料 衣料関連品 家具寝具 家庭用品 スポーツ用品および靴等の修理 染色 加工 更生 保管</u>(4) <u>衣料 衣料関連品 家具寝具 家庭用品 スポーツ用品等の製造 販売 レンタル</u>(5) <u>ユニフォームの製造 販売 レンタル</u>(6) <u>医療 保健用の繊維製品および用品の製造 販売 レンタル</u>(7) <u>ケミダスター・モップ・マット等の製造 販売 レンタル</u>(8) <u>建物の内外および附属物の清掃 整備 保全</u>(9) <u>建物の増改築工事・内外装仕上工事およびコンサルタント業</u>(10) <u>クリーニング用機械器具資材の製造 販売 レンタル</u>(11) <u>防犯 防火 防災 救急および安全に関する設備機器等の販売 レンタルおよびその取次</u>(12) <u>写真現像等サービス業務の取次</u>(13) <u>不動産の利用運営</u>(14) <u>倉庫業および貨物運送業</u>(15) <u>食品および飲料水の販売</u>(16) <u>酒類の販売</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>17. <u>家庭用洗剤等家庭用洗濯用品 医薬部外品等の販売</u></p> <p>18. <u>造園業ならびに造園に関するコンサルタント業務</u></p> <p>19. <u>前各号に関連する事業</u></p>	<p>(17) <u>家庭用洗剤等家庭用洗濯用品 医薬部外品等の販売</u></p> <p>(18) <u>造園業ならびに造園に関するコンサルタント業務</u></p> <p>(19) <u>前各号に関連する事業</u></p>
<p>第3条 当社は本店を東京都渋谷区におく。</p>	<p><u>(本店の所在地)</u> 第3条 当社は、<u>本店を東京都渋谷区におく。</u></p>
<p>第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p>	<p><u>(公告方法)</u> 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第5条 当社の発行する株式の総数は1億5,000万株とする。</p>	<p><u>(発行可能株式総数)</u> 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億5,000万株とする。</u></p>
<p>当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p><u>当社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p><u>(自己の株式の取得)</u> 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>< 条文変更の上、変更案第11条に記載 ></p>
<p>〈新 設〉</p>	<p><u>(株券の発行)</u></p>
<p>第6条 当社の<u>1単元の株式の数は1,000株とする。</u></p> <p>当社は<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）</u>については株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>第7条 当社の株式については、<u>株券を発行する。</u></p> <p><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 第8条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p><u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>第7条 当社は株式につき名義書換代理人をおく。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む、以下同じ。）ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第8条 当社の株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取り、株主（実質株主を含む、以下同じ。）の住所、印鑑等の届出、在外株主の仮住所又は代理人の届出その他株式に関する手続および手数料については取締役会で定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む、以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条 当社は<u>毎決算期</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期</u>の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、<u>毎年12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度に関する</u>定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第10条 定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p>
<p>第11条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故あるときは<u>予め取締役会の定めた順位</u>により取締役中の1名がこれに当る。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第12条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p><u>商法第343条に定める株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第14条 当会社の取締役は19名以内とし株主総会において選任する。</p>	<p>(員数) 第17条 当会社の取締役は、19名以内とする。</p>
<p>第15条 取締役選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 その選任については累積投票によらない。</p>	<p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>第16条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>〈新 設〉</p>	<p>(取締役会の設置) 第20条 当社は、取締役会を置く。</p>
<p>第17条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集する。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に議題の要領とともに発するを要する。ただし、緊急の場合には、取締役および監査役的全員の同意を得て、招集の手続を経ずしてこれを開くことができる。</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>第19条 取締役会に関しては、法令又は本定款の外取締役会によって定める取締役会規則による。</p> <p>第20条 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。 取締役会は上記の役付取締役の中から代表取締役3名以内を定める。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 代表取締役は、取締役会の決議によって3名以内を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条 <u>取締役社長は取締役会を主宰し、その決議を執行し、当会社の業務を統轄する。</u> <u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐し、取締役社長に事故あるときは取締役会の定めるところによりその職務を行う。</u></p>	<p>< 条文変更の上、変更案第21条に記載 ></p>
<p>第22条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(報酬等) 第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第23条 当会社は取締役会の決議により相談役および顧問をおくことができる。</p>	<p>(相談役および顧問の委嘱) 第27条 当会社は、<u>取締役会の決議により、相談役および顧問をおくことができる。</u></p>
<p>〈新 設〉</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約) 第28条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第29条 当会社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p>
<p>〈新 設〉</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 当社の監査役は3名以上とし、株主総会において選任し、その選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。<u>監査役は互選により常勤監査役を定める。</u></p>	<p>(員数) 第30条 当社の監査役は、<u>3名以上とする。</u> (選任方法) 第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>(常勤の監査役) 第32条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (任期) 第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第26条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に<u>議題の要領とともに発するを要する。ただし、緊急の場合には、監査役全員の同意を得て、招集の手続を経ずしてこれを開くことができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して<u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>第27条 監査役会に関しては、法令又は本定款の外<u>監査役会によって定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(監査役会規則) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
<p>第28条 監査役の報酬および退職慰労金は<u>株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>〈新 設〉</p>	<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>〈新 設〉</p>	<p><u>第6章 会計監査人</u></p>
<p>〈新 設〉</p>	<p><u>(会計監査人の設置)</u> <u>第38条 当社は、会計監査人を置く。</u></p>
<p>〈新 設〉</p>	<p><u>(選任方法)</u> <u>第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>〈新 設〉</p>	<p><u>(任期)</u> <u>第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>〈新 設〉</p>	<p><u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>〈新 設〉</p>	<p><u>(報酬等)</u> <u>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第6章 計 算</p>	<p><u>第7章 計 算</u></p>
<p>第29条 当社の営業年度は1年とし、毎年1月1日より12月31日をもって終わり、毎営業年度末日に決算を行う。</p>	<p><u>(事業年度)</u> <u>第42条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</u></p>
<p>第30条 利益配当金は毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p>	<p><u>(剰余金の配当)</u> <u>第43条 当社の剰余金の期末配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第<u>31</u>条 当社は、取締役会の決議により毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し<u>商法第293条ノ5の規定に従い、金銭の分配（以下「中間配当」という。）</u>を行うことができる。</p> <p>第<u>32</u>条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払い義務を免れる。</u> （新 設）</p>	<p><u>（中間配当）</u></p> <p>第<u>44</u>条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>中間配当</u>を行うことができる。</p> <p><u>（配当金の除斥期間等）</u></p> <p>第<u>45</u>条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</u> <u>2. 前項の金銭には利息をつけないものとする。</u></p>